

議第 49 号

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)が改正され、当市においても、政令の標準に合わせた手数料の改正等を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

下呂市消防関係手数料条例（平成16年下呂市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
(納付の時期) 第3条 前条に規定する手数料にあっては、申請の時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。				(納付の時期) 第3条 手数料は、前条に規定する手数料にあっては申請の時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
事務の種類	事務の内容	区分	手数料の額	事務の種類	事務の内容	区分	手数料の額	
一 法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所に関する事務	1	(略)		1	(略)			
	2	法製造所の項(略)		2	法製造所の項(略)			
	第11条第1項前段の規定による設置の許可	貯蔵所	屋内貯蔵所の欄(略)	第11条第1項前段の規定による設置の許可	貯蔵所	屋内貯蔵所の欄(略)		
			屋外タンク貯蔵所の欄(略)				屋外タンク貯蔵所の欄(略)	
			準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	570,000円			準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	530,000円
			特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	880,000円			特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	830,000円
			(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次の欄において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次の欄において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」と				(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次の欄において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次の欄において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」と	
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,070,000円			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,010,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,200,000円			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,120,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,520,000円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,420,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,780,000円			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,660,000円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,070,000円			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,880,000円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,340,000円			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,100,000円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,490,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,290,000円

改正後				改正前					
		いう。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)				いう。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)			
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,130,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,410,000円			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,340,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,580,000円			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,500,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,940,000円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,830,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,260,000円			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,140,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,350,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,570,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,770,000円	
		岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	5,930,000円		岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	5,750,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	7,470,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	7,250,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	10,900,000円			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	10,700,000円	
		屋内タンク貯蔵所～屋外貯蔵所の欄(略)				屋内タンク貯蔵所～屋外貯蔵所の欄(略)			
		取扱所の項(略)				取扱所の項(略)			
	3～5	(略)				3～5 (略)			
	6 法	水張検査・水圧検査の項(略)				6 法 水張検査・水圧検査の項(略)			
	第11条の2第1項	基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タ	420,000円		第11条の2第1項	基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タ	410,000円

改正後				改正前			
の規 定に よる 設置 許可 に係 る完 成前 検査	シク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円	シク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000円	
		溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		530,000円	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	990,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円	

改正後				改正前				
		ル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所				ル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,650,000円	
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円		岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,100,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	12,600,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	12,400,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17,300,000円			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17,000,000円	
	7 (略)				7 (略)			
	8 法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。）	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	320,000円	8 法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。）	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	460,000円			危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	430,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	750,000円			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,020,000円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,300,000円			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,210,000円
			危険物の貯蔵最大数量	3,150,000円			危険物の貯蔵最大数量	2,950,000円

改正後				改正前							
			量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所				量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所				
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,870,000円			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,620,000円			
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,460,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,170,000円			
			危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	2,690,000円			危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	2,660,000円			
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,230,000円			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,190,000円		
				危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,830,000円			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,790,000円		
				移送取扱所の項（略）				移送取扱所の項（略）			
				移送取扱所の項（略）				移送取扱所の項（略）			

二（略）			
三 取 10～17（略）			
締法の施行に関する事務	18 取締法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	運搬証明書交付	2,100円
	19～21（略）		
四 保 22～28（略）			
安法の施行に関する事務	29 保安容器検査等第1項に規定する容器検査又は同法第49条第1項に規定する容器再検査	イ（略）	
		ロ 繊維強化プラスチック	内容積が1リットル未満のもの 150円
		複合容器又は圧縮天然ガス	内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 160円
		自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）	内容積が5リットル以上30リットル未満のもの 260円
			内容積が30リットル以上150リットル未満のもの 320円
			内容積が150リットル以上のもの 320円に10リットル又は10リットルに満たない

二（略）			
三 取 10～17（略）			
締法の施行に関する事務	18 取締法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	運搬証明書交付	2,400円
	19～21（略）		
四 保 22～28（略）			
安法の施行に関する事務	29 保安容器検査等第1項に規定する容器検査又は同法第49条第1項に規定する容器再検査	イ（略）	
		ロ 繊維強化プラスチック	内容積が1リットル未満のもの 150円
		複合容器又は圧縮天然ガス	内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 180円
		自動車燃料装置用容器（イに掲げるものを除く。）	内容積が5リットル以上30リットル未満のもの 260円
			内容積が30リットル以上150リットル未満のもの 320円
			内容積が150リットル以上のもの 320円に10リットル又は10リットルに満たない

改正後					改正前								
査				端数を増すごとに57円を加えた額					端数を増すごとに57円を加えた額				
				ハ 高強度鋼容器					内容積が1リットル未満のもの	140円	ハ 高強度鋼容器	内容積が1リットル未満のもの	140円
				(イ又はロに掲げるものを除く。)					内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	160円	(イ又はロに掲げるものを除く。)	内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	160円
									内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	210円		内容積が5リットル以上30リットル未満のもの	220円
									内容積が30リットル以上のもの	210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額		内容積が30リットル以上のもの	220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額
ニ イからハまでに掲げるもの以外のもの				内容積が1リットル未満のもの					内容積が1リットル未満のもの				
									内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	110円		内容積が1リットル以上5リットル未満のもの	110円
									内容積が5リットル以上30リットル未満のもの～内容積が1,000リットル以上のもの(略)			内容積が5リットル以上30リットル未満のもの～内容積が1,000リットル以上のもの(略)	
30 (略)					30 (略)								
五 液石法の施行に関する事務	31～42 (略)	43 液石法第37条の4第3項において準用する液石法第37条の2第1項に規定する充てん設備の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請	17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額	43 液石法第37条の4第3項において準用する液石法第37条の2第1項に規定する充てん設備の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請	19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額						
			44 液石法第37条の4第4項において準用する液石法第37条の3第1項に規定する充てん設備に係る完成検査	充てん設備完成検査		36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額	43 液石法第37条の4第4項において準用する液石法第37条の3第1項に規定する充てん設備に係る完成検査	充てん設備完成検査	36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額				
			45・46 (略)					45・46 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市消防関係手数料条例別表の規定は、平成30年4月1日以降に申請する手数料について適用し、同日前の手数料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)が改正され、本市においても、政令の標準に合わせた手数料の改正等を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 納付の時期の表現を改めます。

(第3条関係)

(2) 下呂市消防関係手数料条例における手数料については、危険物施設の設置許可などに係る各種手数料を改めます。

(別表関係)

(3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) 改正後の手数料は、平成30年4月1日以降の申請に係る手数料に適用し、それ以前の申請に係る手数料については、従前のおりとします。

(附則第2項関係)